

県民対話集会「#あおばな～青森・未来・対話～」公募要領

－令和8年度第1四半期分－

1 目的

知事が出向いて県民の声を聴く対話集会（以下「集会」という。）を開催するため、青森県内で活動する団体・グループ・事業所等（以下「団体等」という。）を募集します。

2 開催要件

- (1) 青森県内に所在する10人程度の参加者が見込まれる団体等とします。
- (2) 会場は団体等の活動場所、職場、施設等とし、会場利用に係る費用は応募者負担とします。
- (3) 集会は、公開で開催されるものとします。
- (4) 対話時間は1時間程度とします。

3 対象としない団体等

- (1) 特定の個人・団体等の利益の推進や誹謗・中傷等を対話の内容として希望する団体等
- (2) 政治・宗教の活動を目的とした団体等
- (3) 公序良俗に反する活動をする、またはそのおそれがある団体等
- (4) その他、事業の趣旨に照らし、開催が適当でないと判断される団体等

4 応募方法

応募者は、募集期間内に県ホームページ上の専用応募フォームにより、次の各号を入力の上、申込みするものとします。

- (1) 団体等名称、代表者名、団体等の設置目的、主な活動内容
- (2) 団体等連絡先（所在地、担当者、電話番号、メールアドレス）
- (3) 参加予定人数（性別及び年齢構成を含む。）
- (4) 開催希望日程
- (5) 会場の名称、所在地
- (6) 対話テーマ
- (7) 応募動機

5 実施の決定

- (1) 実施期間

令和8年4月20日（月）から6月30日（火）まで

(2) 実施時間

原則として9時から17時までの間の1時間程度

(3) 募集期間

令和8年2月13日（金）13時から2月27日（金）13時まで

(4) 選考方法

申込内容を確認後、地域・対話テーマ・団体等の活動分野等を総合的に勘案して実施予定団体等を選定し、現地確認（開催日の1か月程度前）等を行った上で実施します。

ただし、申込内容等に虚偽があった場合や開催が困難な状況が生じた場合、県は実施予定団体等の選定を取り消すことができるものとします。

(5) 結果通知及び公表

募集期間内に応募いただいた全ての団体等へ令和8年3月末までに選定結果を通知します。

また、実施予定団体等について、県ホームページ上で公表します。

なお、選考の経緯及び選定理由に関するお問い合わせには応じかねます。

6 集会の記録及び公表

県は、集会の様子を写真撮影、録音等を含めて記録を取り、集会内容を県ホームページやSNS等で公表することができるものとします。

7 集会を中止する場合

知事が緊急に対応すべき用務が生じた場合や、開催が困難な状況となった場合は集会を中止する場合があります。

8 個人情報の取扱い

募集に当たり取得した個人情報は、集会開催に係る事務にのみ使用するものとします。

9 庶務

集会に関し必要な事項は、青森県総務部広報広聴課において処理します。